

【別紙1】提供先(番号法別表第二に定める事務を行うもの)

| No. | 提供先 | 法令上の根拠 (別表第二の項番) | 提供先における用途 |
|-----|----------------|---------------------|--|
| 1 | 厚生労働大臣 | 1 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 2 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 3 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 厚生労働大臣 | 4 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 全国健康保険協会 | 5 | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 都道府県知事 | 9 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 市町村長 | 12 | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 都道府県知事 | 15 | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 9 | 市町村長 | 17 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 10 | 都道府県知事 | 22 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 都道府県知事等 | 26 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 12 | 市町村長 | 27 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 13 | 社会福祉協議会 | 30 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 14 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 33 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 15 | 国家公務員共済組合 | 39 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 16 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 42 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 17 | 地方公務員共済組合 | 58 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 18 | 市町村長 | 62 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 19 | 厚生労働大臣 | 78 | 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|----|---------------------|-----|---|
| 20 | 後期高齢者医療広域連合 | 80 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 21 | 都道府県知事等 | 87 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 厚生労働大臣 | 88 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 23 | 市町村長 | 93 | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 24 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 97 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 |
| 25 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 106 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 26 | 都道府県知事又は市町村長 | 109 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 27 | 都道府県知事 | 120 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |